

○ 体育科の移行措置はどのようになっているか。

1 現行学習指導要領の特例の内容

平成21年度から平成22年度までの第1学年から第6学年までの指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第9節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第9節の規定によることができる。

(1) 運動領域

運動領域に関しては、上記の内容を当てはめることができる。すなわち、新学習指導要領の規定によって、全部又は一部を行うことができる。

(2) 保健領域

運動領域と同様に、新学習指導要領の規定によって、全部又は一部を行うことができる。

2 移行期間中における学習指導についての通知内容等

ア 授業時数

算数、理科並びに第1学年及び第2学年の体育については、平成20年改正省令による改正後の学校教育法施行規則別表第1に定める授業時数と同じ時数となるようにする。

イ 学習指導上の留意事項

(7) 小学校特例告示により追加又は省略することとした内容（学年間で移行した内容を含む）について、十分留意した指導計画を作成すること。

(4) 移行期間中に新学習指導要領によることができるとされている教科において、実際に新学習指導要領による場合は、その内容に応じて適切な教材を用いるとともに所要の時数を確保して指導を行うことが必要である。

(ウ) 現行学習指導要領及び新学習指導要領において、目標及び内容を2学年まとめて示している教科について、特に、平成22年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成し指導し、平成23年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにする。

参考 (20年度～25年度までの授業時数)

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
小1年	90	102	102	102	102	102
小2年	90	105	105	105	105	105
小3年	90	90	90	105	105	105
小4年	90	90	90	105	105	105
小5年	90	90	90	90	90	90
小6年	90	90	90	90	90	90
中1年	90	90	90	90	105	105
中2年	90	90	90	90	105	105
中3年	90	90	90	90	105	105